

# 官報

(号外)  
大蔵省印刷局発行

## 目次

### (省 令)

○社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令 (大蔵二)

○社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令 (文部四)

○社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令 (厚生九)

### (告 示)

○指定統計調査の結果の公表等に関し報告を受けた事項を告示 (総務庁七)

○家庭用品品質表示法第三条の規定に基づき、繊維製品品質表示規程の一部を改正する件 (通産四八)

○家庭用品品質表示法第三条の規定に基づき、電気機械器具品質表示規程の一部を改正する件 (同四九)

三 〇 九 四 二 一

### (公 告)

#### 諸事項

裁判所  
公示催告、除権判決、破産、免責関係  
特殊法人等  
端末機器技術基準適合認定等、回路配置利用権の設定の登録、プログラムの著作物に係る登録関係  
会社その他  
会社決算公告

三 二 一 二 三

## 省 令

### ○大蔵省令第二号

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律 (平成十年法律第七十七号) 第七十八条並びに日本国及びドイツ連邦共和国の両国において就労する者等に係る国家公務員共済組合法等の特例に関する政令 (平成十年政令第四百一十一号) 第三条第一項第二号及び第十二条第二項から第四項までの規定に基づき、並びに社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定 (平成十一年条約第二十一号) 及び同法を実施するため、社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令を次のように定める。

平成十二年二月一日

大蔵大臣 宮澤 喜一

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令 (適用証明書の申請)

第一条 国家公務員共済組合法 (昭和三十三年法律第二十八号。以下「国共済法」という。) 第三条第一項に規定する「国家公務員共済組合 (以下「組合」という。)) の組合員 (以下「組合員」という。) であつて、社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定第七号又は第十条の規定によりドイツ年金法令 (社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律 (以下「法」という。)) 第二条第四号に規定するドイツ年金法令をいう。以下同じ。) の適用の免除を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、当該組合を経由して国家公務員共済組合連合会 (以下「連合会」という。)) に提出しなければならない。

- 一 組合員の氏名、性別、生年月日及び住所
- 二 基礎年金番号 (国民年金法施行規則 (昭和三十三年厚生省令第十二号) 第一条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。))
- 三 ドイツ連邦共和国における就労先の名称及び所在地
- 四 ドイツ年金法令の加入期間を有する者にあつては、ドイツの保険番号
- 五 当該申請に係る就労の開始予定年月日
- 六 その他必要な事項

### (適用証明書の交付)

第二条 連合会は、前条の申請書に基づき、ドイツ年金法令の適用の免除を決定したときは、連合会が別に定める証明書 (以下「適用証明書」という。)) を作成し、組合を経由して当該申請に係る組合員に交付するものとする。

### (適用証明書の記載事項の訂正等)

第三条 適用証明書の交付を受けた者に係る国家公務員共済組合法施行規則 (昭和三十三年大蔵省令第五十四号。以下「施行規則」という。)) 第八十七条の二第三項の規定による氏名の変更に関する書類は、当該適用証明書を添付しなければならない。

2 適用証明書の交付を受けた者は、当該適用証明書が亡失し、又は著しく損傷したときは、遅滞なく、亡失の場合を除き適用証明書を添えて、次の各号に掲げる事項を記載した再交付の申請書を、組合を経由して連合会に提出しなければならない。

- 一 組合員の氏名及び生年月日
- 二 基礎年金番号
- 三 当該申請に係る就労の開始年月日
- 四 亡失し、又は損傷した事由
- 五 その他必要な事項

3 連合会は、第一項の規定により適用証明書が添えられた氏名の変更に関する書類又は前項の申請書の提出があつたときは、新たな適用証明書を交付するものとする。

4 施行規則第九十一条第三項及び第九十三条の規定は、適用証明書について準用する。この場合において、これらの規定中「組合」とあるのは、「組合を経由して連合会」と読み替へるものとする。

### (令第三条第一項第二号の大蔵省令で定める者)

第四条 日本国及びドイツ連邦共和国の両国において就労する者等に係る国家公務員共済組合法等の特例に関する政令 (以下「令」という。)) 第三条第一項第二号の大蔵省令で定める者は、次のいずれにも該当する者とする。

- 一 就労開始日 (令第三条第一項第一号に規定する就労開始日をいう。)) から起算して六十日を経過する日の属する月の翌月以後の日本国の領域における就労予定期間が明らかであること。
- 二 前号の就労予定期間を明らかにする事情が、ドイツ保険者 (法第二条第五号に規定するドイツ保険者をいう。)) によつて確認されていること。





81

46	0.994	1.028	1.086	1.016	—
47	0.989	1.032	1.091	1.012	—
48	0.983	1.036	1.094	1.007	—
49	0.977	1.039	1.096	1.002	—
50	0.970	1.041	1.096	0.996	—
51	0.962	1.043	1.094	0.989	—
52	0.954	1.044	1.092	0.981	—
53	0.945	1.044	1.088	0.973	—
54	0.936	1.044	1.083	0.964	—
55	0.926	1.044	1.077	0.955	—
49	0.977	1.039	1.096	1.002	—
50	0.970	1.041	1.096	0.996	—
51	0.962	1.043	1.094	0.989	—
52	0.954	1.044	1.092	0.981	—
53	0.945	1.044	1.088	0.973	—
54	0.936	1.044	1.083	0.964	—
55	0.926	1.044	1.077	0.955	—
54	0.936	1.044	1.083	0.964	0.994
55	0.926	1.044	1.077	0.955	0.988
56	0.917	1.042	1.071	0.946	0.982
57	0.907	1.040	1.063	0.936	0.974
58	0.896	1.038	1.056	0.926	0.965
59	0.886	1.035	1.047	0.916	0.955
60	0.875	1.031	1.039	0.906	0.944
61	0.864	1.027	1.030	0.895	0.933
62	0.854	1.013	1.020	0.885	0.922
63	0.843	1.018	1.011	0.875	0.910
64	0.832	1.012	1.001	0.865	0.898
65	0.821	1.006	0.991	0.855	0.886
66	0.810	0.999	0.981	0.845	0.874
67	0.800	0.993	0.972	0.836	0.863
68	0.789	0.985	0.962	0.826	0.851
69	0.778	0.978	0.952	0.817	0.840

70	0.767	0.970	0.943	0.808	0.829
71	0.757	0.962	0.934	0.799	0.818
72	0.746	0.954	0.925	0.790	0.807
73	0.735	0.946	0.916	0.782	0.797
74	0.725	0.937	0.907	0.774	0.788
75	0.714	0.929	0.899	0.766	0.779
76	0.703	0.920	0.890	0.758	0.770
77	0.692	0.912	0.882	0.750	0.762
78	0.681	0.903	0.874	0.743	0.754
79	0.670	0.895	0.867	0.736	0.747
80	0.659	0.888	0.859	0.730	0.740
81	0.647	0.879	0.852	0.724	0.734
82	0.635	0.868	0.844	0.719	0.728
83	0.623	0.857	0.837	0.716	0.722
84	0.610	0.845	—	0.713	0.716
85	0.597	0.833	—	0.711	0.711
86	0.583	0.822	—	—	0.706
87	0.568	0.809	—	—	0.701
88	—	—	—	—	0.696
89	—	—	—	—	0.691
90	—	—	—	—	0.686

備考

管壁温度は、周囲温度が摂氏二十五度マイナス・マイナス二度の状態下、日本工業規格C八二(蛍光灯卓上スタンド(勉強、読書用))に規定する正常姿勢で、卓上スタンド用蛍光灯器具に日本工業規格C八二(蛍光灯安定器)の付属書ニ試験用ランプに規定する該当ランプを装着し、定格周波数の定格電圧を加えて点灯させ、ランプの管壁温度が安定するまで継続したのち、ランプの管壁の最冷点の温度を測定した温度とする。

附 則

1 この検査は、平成十二年二月一日から施行する。

2 平成十三年一月三十一日までの間に電気機械器具の品質に関する表示が行われるものについては、

なお従前の例によるものがある。

3 前項の規定に基づき電気機械器具の品質に関する表示が行われたものについては、平成十五年一月三十一日までの間は適用しない。